

新たに確認した大嶋郡印の捺された文書断片について

飯 田 剛 彦

はじめに

近年、塵芥整理中に第80号櫃（中倉202）より大嶋郡印の捺された文書断片一片が発見され、その概要を『正倉院紀要』第29号において紹介した^(注1)。原稿執筆時には、同断片は大嶋郡印の捺された文書としては唯一の例であるとの認識のもとで報告を作成していたが、同紀要刊行の後、すでに整理のうえ台紙貼りされた文書断片の中に同様の印影をもつものがあることを知り、実際確認したところ、果たして大嶋郡印の捺された文書断片であることが判明した（挿図①）。今回、新たに確認した大嶋郡作成の文書断片についてあらためて報告を行い、すでに紹介した断片とあわせて若干の考察を加えたいと思う。なお、今回の報告では、『正倉院紀要』第29号で紹介した第80号櫃発見文書断片をA断簡、新たに確認した断片をB断簡とする。

新たに確認するに至ったB断簡は古裂帖第577号（古紙類断片）に台紙貼りされた形で整理されている。昭和33年3月にまとめられたこの古裂帖には唐櫃第82、83、84、89号に収納されていた塵芥が整理されているが^(注2)、うち、同断簡は唐櫃第84号より取り出されたことが分かっており、A断簡とは別の唐櫃から発見されたことが明確である。なお、唐櫃第80号櫃同様、第84号櫃も江戸幕府より寄進された慶長櫃で、江戸時代から塵芥が収納されてきたものである。

（1）法量および表面の状態について

B断簡の法量は縦87mm、横70mmを計るが、右端中程の「戸」とよめる墨書の付近は縦横ともに8mmの別紙片である可能性が高く、それを除いたB断簡本体の法量は縦87mm、横62mmとなる。上記小紙片はほぼ突き合わせのような状態でB断簡本体に接しているようである（両紙は若干重なるか）。全体的に虫損と破れが著しく、また、台紙に貼り込んだ際についたと思われる皺が所々に観察できる。料紙は並厚の白楮紙で、A断簡と雰囲気はよく似ている。ただし、近年における保存状態の違いによるのであろうが、紙の色はA断簡がやや汚れて茶色みを帯びているのに対して、B断簡は汚れが少なくかなり白っぽい（下半は褐色味を帯びる）。表面の状態であるが、A断簡同様、細かい繊維片の付着があり、大豆糊のような物質が薄く付着している箇所もみられる。右端中程の小紙片は紙質・墨書の雰囲気ともB断簡本体と非常に似ており、朱方印の押捺箇所からも外れているために別紙片と判断する根拠は乏しいが、顕微鏡による観察から結論づけた。なお、小紙片上の「戸」とよめる墨書の左傍には糊粒が付着している。

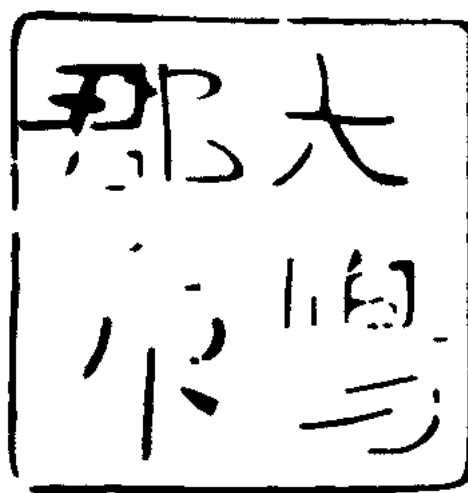
(2) 朱方印および 界線について

まず、朱方印の検討から入りたい。B断簡の墨書記載面に残る褐色の朱方印は、僅存・微存のものを含めて5顆（左端上方の1顆は僅存、同下方の1顆は微存するのみ）である。外枠の寸法（35mm四方）はA断簡に捺された朱方印のそれと一致し、また、個々の印文においても両者の対応関係を見出すことができた。よって、B断簡は、A断簡と同じ朱方印の捺された文書であることが明白である。なお、「大」字および「郡」字それぞれの



挿図① 古裂帖第577号（古紙類断片、中倉202）所収 大嶋郡作成文書断片（B断簡）

上半をはじめとして、A断簡では不明瞭または未確認であった筆画を確認することができた。この朱方印を郡印と確定することについて、寸法の小ささゆえに前稿では若干留保せざるをえなかったが、今回B断簡の朱方印において左上隅の印文は「郡」字であることがより明確になったため、当該印が「大嶋郡印」であることはほぼ確実となった。なお、上記のごとく、B断簡に残る「大嶋郡印」の印影には印文の筆画の一部にA断簡にみられない部分が含まれており、前稿における復元トレース図作成の際に見誤った箇所も発見されたので、両断簡に残る朱方印の印影を合成した復元トレース図をあらためて掲出する（挿図②）。



挿図② 「大嶋郡印」印影トレース図（A・B断簡合成）

さて、印の捺し方であるが、縦方向には揃って捺されている。一方、横方向であるが、左端上方に僅存する朱方印の痕跡は印の右下角であると考えられ、他の印との位置関係を考えると

ややずれた位置に据えられている。B断簡を見る限りでは、それほど几帳面に押捺されたものでもないようである。ちなみに、印どうしが押捺された間隔は、A断簡では縦で15mm、横で5mm、10mmであり、B断簡では縦で20mm、横で5mmの幅が印どうしの間にあいている。

次に界線について取り上げる。A断簡同様、B断簡の墨書記載面に界線は引かれていない。一方、ウラ側は台紙に貼り込まれて整理されているためにその状態を肉眼で観察することはできないが、赤外線テレビカメラによる透過光観察を行った結果、これもA断簡と同じく文字の痕跡等はなく墨界のみ存することが分かった。なお、この墨界であるが、縦方向の界線に加え、A断簡にはみられない横方向の界線も引かれていた。縦界は、非常に不明確ながら、赤外透過光観察により界幅約20mmで3本を確認することができた。界幅はA断簡の縦界とほぼ一致する。一方、横界は縦界と比較して明瞭に観察可能であり、現存上端部より8mm下方に1本（左上方に僅存）、その11mm下方に1本の、あわせて2本が残っている。1本目の横界より上方に縦界が突き抜けるか否かについては、残存する箇所においては確認することができなかった。

（3）記載内容について

B断簡のオモテ側には墨書4行が確認でき、僅存・微存するもの（2行目「水」の下方、3行目「扣」の下方、更にその下方、同割注右行「成」の下方、更にその下方、同左行「潮」の下方、4行目上方、同中段、同下方）を含めて22文字（注記の文字を含む）を数える。文字はいずれも楷書体で、大きさは7～12mm四方（注記の文字は3～6mm四方）、A断簡と同じく非常に謹厳な筆致で記されている。釈文は以下のとおりである。

（釈文）

□□参
〔官マタハ管〕〔伍カ〕
 □□水□□伯□□
 □□□肆段成□□段
 成潮○□
 （段カ）
 □□□□□□□□

※釈文中の「○」は、残画等は認められないものの1文字分の欠失が見込まれる箇所を表示している。

※2行目「□□」を「官」と釈読する場合、上方の残画は別の文字の一部となるので、釈文では1文字前にもう一つ「□□」を起こす必要がある。結果、総文字数は23文字となる。

記載内容はおそらく基本的には行単位で独立するものと考えられるので、上記の釈文を土台として行毎に個々の字句について検討を加える。まず、1行目の記載について、「□参」の直下は破損にかかるが、墨書の存した痕跡は認められず、この行の記載は「参」で終わるものと考えられる。A・B両断簡とも数量記載には大数字を用いているが、1行目「参」の下方には数

量単位の記載がない^(注3)。このような例を他の史料の中に見出すとすれば、天平12年(740)の遠江国浜名郡輪租帳に「新居郷^官戸壹伯壹拾^{伍拾、郷戸陸拾、房戸}」(『大日本古文書』2-P262)、「津築郷^官戸参拾捌^{貳拾貳、郷戸壹拾陸、房戸}」(同P268)などとの記載があり、また、茨城県鹿の子C遺跡出土漆紙文書の第194号文書に「^口神^口戸^口参^口伯^口捌^口拾^口肆^口一^口百^口八^口十^口六^口男^口一^口百^口九^口十^口八^口女^口」などの記載がみられ^(注4)、いずれも末尾の単位が省略されていることが分かる。前者では戸数の単位が「戸」で「戸…戸」となり、後者でも口数の単位が「口」で「神戸口…口」となっていていずれも重複するために省略されたものである。さらに、常陸国戸籍(弘仁14年〔823〕以降)等の年齢記載で「年拾陸」のように表記される場合もあるが、これは単位が明白であるために省略された例であろう。よって、上記のような条件さえ存すれば、数量単位の省略という可能性は十分あり得る。本行に関しては、右下方に「^戸」との墨書があつて注記のようにみえ、また、浜名郡輪租帳においても戸に関する記載に続けて本断簡同様に田地の記載が始まるので、当該箇所を「戸…参^戸…」のような戸に関する記載であると考えてしまうが、「^戸」は先述のごとく別紙片上の記載であつて本行とは無関係であるので、本行の内容を上記のように想定する根拠は薄い。また、「参」上方の墨書残画であるが、「萬」「仟」「伯」「拾」のうちの、いずれの残画とも認めがたく、数字であるとすれば単独の「参」となる。残画から判断するならば「戸参」「口参」「歳参」などでもあり得ない。「烟参」ならば戸数を表示したものと考えられるが、上方の残画を火偏と判読するのはやや問題が残り、この行の記載内容を類推する作業はここで行き詰まってしまう。

次に、2行目の「^[官マタハ管]□□水□」と釈読した箇所について考察を行う。まず問題になるのが^[官マタハ管]「□」の部分であるが、浜名郡輪租帳には「郡内管田」および郷毎の「見管田」に関する記載があり、この箇所についても上方の墨書残画を竹冠とみて「^[田]□管水□」と解釈し得る可能性がある。一方、A・B両断簡に記された文字は概して若干縦に短い結体であつて、竹冠と「官」との間の幅にやや空き過ぎの感があるので、竹冠のようにみえる残画は上方の文字の一部であり、この部分は「^[官マタハ管]□□官水□」と釈読した方がよいと考えることもできる。しかし、後者の判断根拠とした結体の特徴はおおまかな傾向を指摘し得るにすぎず、実際、浜名郡輪租帳においても「管」は他の文字に比してかなり縦長である。よって、上記2つの可能性のうち、いずれを是とするかについては簡単には結論が出せない。「^[官マタハ管]□□水□」の下方には「□伯□」との記載が続く。「伯」上方の「□」は偏と旁からなるが、偏の上半部分は紙自体が薄くなつており、筆画の残り具合が悪い。隣の残画の観察に基づけば、この文字は「伍」であると推測可能である。よって、「^[官マタハ管]□□水□」に続くのは「□伯^[伍カ]」という数量の記載となる。ただし、この部分に関しても数量単位が欠失しているため、正確な記載内容の把握は不可能である。

3行目は詳細不明の田積記載である。手偏とみられる1文字目の残画と「肆段」の間には2文字分のスペースがあつてそれぞれ墨痕が微存する。これらの墨痕が墨書の一部であるならば、それぞれの位置からするといずれも「町」の筆画とはみなし難く、3行目の田積は町の単位までは及ばないものと推測できる^(注5)。ただし、墨痕は微存するのみなので、このことはあくまでも推測の域を出るものではない。下方に付く割書右行には「成□□段^[段カ]」、左行には「成潮○□」

とあって、上方に記された田積の内訳を表示している。左行の「成潮」であるが、管見の限り他の史料には見出すことのできない用語である。ただ、意味の上で親近性が高いと思われる「成川」もしくは「川成」という語は諸史料に散見されるのであって^(注6)、「成潮」の語義を考察するにあたって大きな手掛かりとなる。例えば、神護景雲元年(767)12月の越中国東大寺墾田野地図目録帳(東南院文書第3櫃第29巻、『大日本古文書』家わけ第18・東大寺文書〔以下、『東大寺』〕2-P313~320)は、越中国司が東大寺の墾田・野地を検じた結果であるが、見開田の内訳として、「奉神」、「川成」、「荒」、「定」の種別が記されている。また、天平宝字2年(758)作成と推定される、阿波国名方郡大豆処絵図(東南院文書第3櫃第25巻、『東大寺』2-P270)には川の東岸に「川成」との書入が3箇所あり、地積の記載では「合壹拾町^{島五町八段}_{二百歩}川成^{四町百六十歩}」のような形で「川成」となった部分が示されている。本稿の附論においてやや詳しく取り上げるが、他の史料も参考にするならば、「成川」もしくは「川成」とは、もともとは熟田であったが、川の氾濫などによって土砂等が堆積し、または水没するなどして耕作不能となった田地を称するものと考えられる。その延長線上で考えれば、「成潮」とは、熟田ではあるものの、潮のために河川または用水路の排水が妨げられて氾濫が起こるなどして、結果的に耕作不能となった田地のことであると推測できる。

一方、3行目割書右行については、左行とは逆に耕作可能な田地に関する記述とみる可能性もあるが、定田を「成□」との語で表現したとは考え難く、むしろ、「成潮」とは異なる理由で耕作不能となった田地に関する記述と推測した方がよい。「成川」、「成河」、「成野」、「成荒」など、「成□」に当てはまりそうな語句は他の史料にもいくつか見られるが、残画からはいずれとも決し難い。なお、この割書の下方には更に別種の田地についての記載が続くことも考えられる。

以上、各行の記載について検討を加えたが、2・3行目の記載に関しては、相互の関係を考察することによって欠失箇所を含めた内容についてあり得べきいくつかの可能性が見出せるのではないかと考え、ここからはその観点からの推論を行う。まず、田積記載である3行目との関係を行単位での総計部とその内訳と想定して、2行目が「^{〔伍カ〕}管水田□伯…(町)…」または「^{〔伍カ〕}官水田□伯…(町)…」となる場合について考えた^(注7)。「管水田」ならば文字どおりある行政単位の管下すべての水田に関する総計部の記載ということになる。一方、当該部分を「官水田」とした場合、この用語は他に類例をみないが、ここでの「官」は如何なる意味を有するであろうか。上方の墨書残画から判断する限りでは「没官水田」などではあり得ず、また、当該断簡は周防国大嶋郡作成の文書であるから、「官田」、すなわち畿内に設置された供御田と考えることも不可能である^(注8)。浜名郡輪租帳では「^{壹伯貳拾伍戸_{神戸}}、^{壹伯壹拾戸_封}」のように、受田戸の内訳として「神戸」「封」に並んで「官」との分類が設定されている。これは賤身分の一つを指称する「官戸」ではなく、一般の公民を示すものであって、同帳における「官」は「公」と同義であると推測できる。本断簡においても「官」が「公」の意味で用いられたと考えられるのではなかろうか。他に類例をみない「官水田」との語が使用された理由であるが、

まず、畿内に設置された供御田である「官田」との違いを示すために「官水田」とした可能性がある。雑律宿蔵条には「官田宅」とあって、これも上記の狭義の「官田」ではなく、より広義の公田他を示す表現であろうが、本断簡の場合も同様に「官田」ではない「公の水田」を表現したものともみなすのである。いま一つの考え方としては、「公水」、すなわち自然河川または公の功力によって治開した用水で灌漑した田を示す用語とすることもできよう。大宝令制定以降、令の法意に基づいて有主田が私田、無主田が公田とされてきたのが、天平15年(743)の墾田永年私財法の発布で、私財田が私田(墾田・寺田等)、それ以外の田が公田(口分田・乗田等)という観念が一般化するに及んだ^(注9)。延喜民部式上には「凡私墾田用_レ公水_レ者、論_レ多少_レ、収_レ為_レ公田_レ。但水饒無_レ妨_レ処者、不_レ論_レ年之遠近_レ、聽_レ為_レ私田_レ」とあって、公水を利用するか否かが公田と私田との境目とされており、『令集解』田令為水侵食条穴記には「問、何為墾田給_レ口分_レ哉。答、新出之地、負_レ公水_レ者、皆為_レ口分_レ。雖_レ新出地_レ、私開_レ井溝_レ造食者、為_レ墾田_レ也」とあって新たに開墾した地に関してもその原則が適用されるとの解釈が示されている。よって、本断簡においては、「官水田」という用語によって、「官水」、すなわち「公水」によって灌漑された口分田・乗田等を限定的に示したと考えることもできよう。上記2案の解釈は若干異なるが、いずれもこの2行目の記載が「公」の田地に関するものであるとみなす点では一致している。以上をまとめれば、「管水田」ならば水田一般の総計部、「官水田」ならば「公」の田地に関する総計部であるということになる。

さて、2行目を水田一般または公田の総計記載とすると、3行目に関しては、そこに含まれる見開田全体に関する記載とするか、「成潮」などの耕作不能となった田地に関する記載とするかの2通りの解釈が可能である。前者のように考えるならば、見開田の内訳として唐突に「成潮」等の非可耕地が挙げられるのは奇妙であるので、3行目は耕作不能となった田地のみを書き上げた記載と推定し得る。ここで浜名郡輪租帳を参考にするならば、冒頭総計部として「郡内管田」の田積に関する記載があって、次行にはその内訳である不勘佃、すなわち荒廢田の田積が記されている。上記のように解釈するならば、3行目に「成潮」等の耕作不能化した土地の記載があるB断簡はこれと類似した構成であるといえよう。ただし、B断簡に記された「成潮」および「成□」はいずれも数段の規模であり、それを内訳とする3行目の田積自体もそれほど大きなものではないと考えられる。これは、微存する墨痕を手掛かりとして田積が町単位の規模には及ばないとした既述の推測とも合致する。そう考えるならば、3行目は荒廢田全体の田積に関する記載と考えるよりも、新たに耕作不能となった土地などのような、荒廢田の中でもある程度限定された対象についての記載とした方がよいように思われる。

以上が2・3行目の記載を水田一般もしくは公田の総計記載と、そこに含まれる耕作不能となった田地の記載と推定した場合であるが、いま一つの可能性として、2・3行目の記載を水防施設について記したものとする場合が考えられる。まず、参考として、天平神護2年(766)10月10日の足羽郡司解(東南院文書第3櫃第19巻、『東大寺』2-P252~253)を掲げる。

足羽郡司解 申_二堀開_一東大寺田溝事

『道守庄』

合式処

一道守村田為_レ溉_二堀溝長一千七百廿一丈_一^{從_二堰口_一至_二于_一兼_二江_一者}

四百卅三丈之広二丈^{溝裏一丈_二邊_一土堀置各六尺}応_レ損田九段二百廿四歩^{百姓口分}

一千二百八十八丈之広一丈^{溝裏六尺_二邊_一土堀置各三尺}応_レ損田一町四段百十二歩^{百姓口分}

就中_二堀損_一百姓口分田溝五所

応_レ造度樋五隻^{三長各一丈二尺広五尺_二長各六尺広四尺}

右、受_二生江川水_一、從_二三重田神社北_一、_二堀開_一如_レ件。

『鳴野村』

一鳴野村田為_レ溉_二堀溝長三百丈_一

二百十丈之広六尺^{溝裏三尺_二邊_一土堀置各一尺五寸}応_レ損田一段六十歩^{百姓口分}

六十丈之広六尺_二損桑原一百廿歩_一

卅丈空地広六尺^{溝裏三尺_二邊_一土堀置各一尺五寸}

就中_二堀損_一百姓口分田溝六所

応_レ造度樋六隻^{二長各一丈四尺_二長各六尺広三尺}

右、受_二足羽堰水_一、_二堀開_一如_レ件。

以前、被_二国_一今月七日符_二傳_一、為_レ溉_二件田_一、_二堀溝_一処、検定申送者、謹依_二符旨_一、勘定如_レ件。

郡司商量、寺家并王臣已下百姓等、共_二勞堀_一。仍具_二事状_一申送。謹解。

天平神護二年十月十日

大領正六位上生江臣東人

寺使 生江臣黒足

生江臣息嶋

国使 伊香男友

この史料は、東大寺領道守莊および鳴野村における新たな溝の開掘により、当地の百姓口分田やその口分田の溝を破壊してしまうことに対しての承認を求めたものである。それぞれ新開の溝ごとにその距離をはじめとする規模を記し、次いでその開掘で損なわれる田や桑原の地積を掲げている。B断簡の記載に立ち戻り、2行目の「□^{〔伍カ〕}伯」との数値と3行目の数段規模の田積との対比、そして3行目の「成潮」の語などから類推すれば、B断簡の内容をこのような水路の新開によって破壊される田に関する報告とすることもできるのではないだろうか。ただし、B断簡の場合、「成潮」という語から類推される状況を加味するならば、足羽郡司解にみられるような灌漑用の溝の開削のほか、水防用の堤防築造・水道開削に関わるものと推測することも可能であろう。『続日本紀』神護景雲2年（768）8月19日庚申条には、毛野川の水防工事について以下のような記載がある。

下総国言、天平宝字二年、本道問民苦使正六位下藤原朝臣淨弁等具注_下、_レ掘_二防毛野川_一之状_上、_レ申_レ官、聽許已訖。其後已經_二七年_一。得_二常陸国移_一曰、今被_二官符_一、方欲_レ掘_レ川。尋_二其水道_一、_レ当_レ決_二神社_一。加以、百姓宅所_レ損不_レ少。是以、具_レ状申_レ官。宜_レ莫_レ掘者。此頻年洪水、損決日益。若不_二早掘防_一、恐渠川崩埋、一郡口分二千余田、長為_二荒廢_一。於_レ是、仰_二兩國_一掘。自_二下総国結城郡小塩郷小嶋村_一、達_二于常陸国新治郡川曲郷受津村_一。一千余丈。其兩國郡界、亦以_二旧川_一為_レ定。不_レ得_二隨_レ水移改_一。

水防を目的として人口の「川」を開削するにあたり、その工事によって既存の田畠や施設が破壊されることは当然あり得ることで、その被害の甚大さを根拠に国が工事自体に反対の姿勢を取る場合もあったことが分かる。常陸国が反対を表明した時点で被害規模の試算がどの程度正確に行われていたかは定かではないが、少なくとも着工前には北陸諸荘における溝の新開の際同様の試算が行われていたものと推測できる。

この場合、2行目の「^{〔官マタハ管〕}□□水□」については、因幡国高庭荘や阿波国新島荘に派遣された東大寺の立券使のうち、低湿地における水防工事や港湾施設建設の技術的指導者と推測されている「見水道」^{〔注10〕}や、先掲史料中の「尋其水道」との表現などから、「^{〔官マタハ管〕}□□水道^{〔伍カ〕}□伯…(丈)…」となる可能性が考えられる^{〔注11〕}。その他、2・3行目の記載を水防施設工事に関する内容とした場合、「^{〔官マタハ管〕}□□水□」にあてはまる候補としては「^{〔官マタハ管〕}□水路」「^{〔官マタハ管〕}□水堤」「^{〔官マタハ管〕}□水堰」等が想定できる。

ここまで、2・3行目をともに田地についての記載とみる場合と、水防施設工事にまつわる記載とみる場合の2つの可能性について推測を加えた。これらはあくまで2・3行目が相互に関連するものとの想定の下での考察であり、それぞれ別個の記載である可能性も勿論あり得る。このような条件の下ではあるが、2通りの考え方のうちB断簡の内容としてはいずれの蓋然性が高いかを検討するならば、水防施設工事に関する記載と考えた場合、損害を受ける地目が「成潮」などの耕作不能となった田地のみに限定されている点にやや不自然の観がある。低湿地開発においてはあり得ないことではないかもしれないが、この点を考慮すれば、2・3行目の記載は水防施設工事に関わるものと考えより、田地そのものについての記載とした方がよいように思われる。

(4) 両断簡の関係とその伝来について

本節では、断片の観察に再度立ち返って、A断簡とB断簡の関係について考察を加える^{〔注12〕}。

まず、A断簡とB断簡は全く無関係に伝来したのか、それともなんらかの位置的な関連性をもって伝来したのか、また、関連性があるとすれば本来どのような位置関係にあったのか、もしくはどのような位置関係で伝来したのかという点に関して検討する。位置的な関連性を有していたとした場合、第一に考えられるのはA・B両断簡が接合する場合であるが、現状では直接接合していた状況を示す痕跡は全く存在しない。第二の想定は、A・B両断簡が重なってい

た場合である。A断簡のウラ側には数箇所微かに墨書の移りが観察可能である。いずれも1文字全体を類推し得るほどの痕跡ではないが、これらがB断簡からの墨書の移りである可能性について検討を加えるため、形状の類似する破断箇所を合わせて両断簡のトレース図を重ねつつ、墨書と墨痕の比較対照を行った。しかし、それぞれの墨書・墨痕が対応するような箇所を見出すことはできなかった。よって、両断簡が横方向または垂直方向に直接していた状況はなかったということになる。しかしながら、両断簡に位置的な関連性がなく、それぞれがまったく孤立したものとして伝来したとも考え難い。なぜなら、A・B両断簡それぞれの大きさ・形状に注目するならば、大きさはほぼ同じで、破断箇所の形状にも多くの類似点を見つけることができるからである。このことからすれば、両断簡は直接こそしないものの、重なった状態で破断したと考えられるのではなかろうか。確実に一致すると断定できるほど明確な痕跡は認められないものの、何層か重なって破断した断簡のうちの2層分がA・B両断簡である可能性は非常に高いものと推測できる。

次に、A・B両断簡が本来、別の紙から出たものであったのか、それとも、同じ紙の一部であったのか、という問題について考察する。それぞれ別の紙の一部であったとする想定に関しては、A・B両断簡が一つの帳簿内の別の紙に由来するものである場合と、それぞれ別の一枚物に由来する場合とを区別して考えねばならない。ここでは、顕微鏡による紙繊維の観察結果を参考にしたい。紙繊維の観察の結果、A・B両断簡にはいずれも打紙の痕跡が認められなかった。正倉院文書の調査結果から導かれた結論として、連貼されて卷子となる公文や経巻には打紙加工が施されているのに対し、一枚物の文書等にはそれが見られないことが一般的な傾向として確認できる。よって、両断簡はいずれも一枚物的一部分であることが推測可能である^(注13)。このことは、墨書記載面において施界が行われていないことから論理上補強することができる。

両断簡が同一文書の一部か、それぞれ別個の文書の一部かを考察するにあたっては、両断簡の諸特徴について比較を行わねばならない。第一に、両断簡の料紙についてであるが、いずれにおいても簀目・糸目や紙の表裏を確認するには至らず、料紙の特徴から上記の問題の解答を導き出すことはできない。ただし、(1)で検討したように、保存環境の違いによって現在の表面の状態は異なるものの、両断簡の料紙はいずれも雰囲気のよく似た並厚の白楮紙であることは分かる。

第二に、A・B両断簡に記された墨書を比較するならば、文字の大きさ・バランス・書き癖等において多くの類似点を見出すことができる。すなわち、文字の大きさはA断簡で7～11mm四方、B断簡で7～12mm四方とほぼ一致し、書き癖としては共に右の払いがやや長めに記される傾向などを看取できる。さらに、「参」「伯」「肆」「段」などは両断簡に共通して確認できる文字であるが、同一人物が記したと思しき特徴を備えている。以上より、墨書に関していえば、両断簡の文字はおそらく同筆と判断して大過なからう。

第三に、記載内容についてであるが、A断簡には前年と比較した当該年の田籍についての記

載があり、既述のようにB断簡には公田の総計記載とそこに含まれる耕作不能となった田地の記載のあったことが分かる。これらは内容上の親近性は高いが、相関関係の有無については詳らかではない。

最後に、界線についてみれば、A・B両断簡ともに墨書記載面は無界である一方、墨書のないウラ側にはいずれも墨界が引かれている。ただし、A断簡のウラ側には縦墨界のみ確認できるが、B断簡には縦横の墨界が引かれるという相違を見出せる。縦界幅は両断簡ともにほぼ20mmと一致している。

以上の諸点を勘案するならば、A・B両断簡の親近性は非常に高いものと結論づけることができる。同一人によって作成された別の文書の一部が重なって遺存した可能性もないではないが、ここまで類似点が多いとなると、両断簡が一つの文書から出たものとみなす方が穏当であるように思われる。B断簡にはA断簡にはみられない横墨界が引かれるという相違はあるが、あくまで墨書の記されないウラ側における施界であり、横界が全面にきっちりと引かれていた保証は全くないので、さほど問題にはならない。よって、ここではA・B両断簡が同じ文書の一部であったと結論づけておく。

A・B両断簡が何層か重なって破断した断片のうちの2層分で、かつ、同じ文書から出たものとなると、もともとの1紙が数回折り畳まれた状態で破断したという事態を想定できる（両断簡の横幅からすれば、1紙を4つか5つ程度に折り畳んだ状態であろう）。前稿では、鳥兜内貼文書の伝来にまつわる状況から示唆を受け、A断簡が器物の素材として再利用されたために正倉院に伝わったという事態を可能性のひとつとして提示した。しかし、鳥兜内貼文書をはじめ、器物の内貼に紙が用いられるような場合、厚みが必要な部分では数枚の異なる紙を重ねるのが一般的で、1枚の紙を折り畳んで厚みを出すという方法は採らなかったと考えられる。もちろん、折り畳まれていたのではなく、切断されたうえで重ねられていたという状況も想定できなくはないが、可能性としては低いであろう。A断簡同様、B断簡にも鳥兜内貼文書にみられるような器物の素材として加工された際の痕跡（切断箇所や針痕）が認められなかったことも考慮するならば、前稿における上記の想定は再考を要するであろう。

それでは、A・B両断簡はどのようにして正倉院に伝えられることとなったのであろうか。あらためていくつかの可能性を挙げてみたい。

まず、両断簡のもととなった文書が、文書としての機能を有していた場合、すなわち、大嶋郡から直接、または周防国を介して東大寺に送達されたとする場合である。前稿で述べたように、古代において大嶋郡と東大寺とが特筆すべき関係を有していた徴証は窺えない。しかし、長屋王が大嶋郡に封戸を有していたという事実が長屋王家木簡の出土によって明らかになったように^(注14)、大嶋郡と東大寺との間に現状では知られていない関係が存した可能性があるかもしれない。

次に、すでに文書としての機能を喪失した後に東大寺に入った場合である。この想定のうち、一般的な写経所文書と同様のルートで入ったケースが想起できる。前稿では「郡印が捺されて

いることから考えて、写経所文書のような、公的な経路での中央への進上と払い下げという過程を想定するのは難しい」と考えたが、郡作成の文書が諸国から中央への進上文書に付属して送られる可能性も全くないとは断言できない。現状では、A・B両断簡ともウラ側は墨界のみで墨書記載等はみられないが、二次利用するべくストックされていた状況も考えられよう。よって、上記のような想定も可能性として残しておきたい。

文書としての機能喪失後に流入した場合のもう一つの可能性として挙げておきたいのは、器物に随伴して伝来したとするものである。この器物随伴説のうち、文書が内貼などの材料として再利用されていた可能性は先述のごとく低くなったものの、器物の充填材や緩衝材としてであれば1枚の文書を数回折り畳んで用いた可能性も十分あり、そのような形での伝来については今後も検討を加える必要がある。その他、反故となった後に、たとえば包装紙・充填材などとして大嶋郡から京進された調塩等諸物資と共に東西市経由などで東大寺に入った可能性なども考えられよう。

以上、遠隔地の郡印が捺された文書が、断片として唐櫃から発見されるという特殊な事情を説明するべく、想定し得るいくつかの可能性を掲げた。郡印の印文についての平川南氏の検討結果に基づけば^(注15)、両断簡は天平勝宝～天平宝字年間頃に作成された文書の一部と推測できるが、ある程度時期をおいて正倉院に入った可能性もあり、そう考えるならば流入経路は上記のもの以外にもまだ挙げられるのかもしれない。しかし、いずれにしても可能性の提示に止まるを得ず、現状ではこの問題を解決する糸口は見つからない。極言するならば、東大寺に流入した膨大な量の物資の中にたまたま紛れ込んでいた場合もあり得るので、流入経路を突き止めるのは至難の業といえよう。ただ、可能性を追求していくことで明らかになる部分があるかもしれないので、今後は伝来経緯を明らかにする新出史料の発見を予期しつつ、周防国と東大寺、なかんずくは大嶋郡と東大寺との関係について時期的により広い範囲を視野におさめながら考察を深める必要があろう。

おわりに

大嶋郡は周防国東南部に位置し、瀬戸内海に浮かぶ屋代島を中心とした島々からなる郡である（現在の山口県大島郡周防大島町。周防大島町は、周囲181km、面積138.16km²である）。藤原宮・京、平城宮・京などから多くの周防国貢進物荷札木簡が出土しているが、大嶋郡からの塩の貢進に関わる木簡は特に有名である^(注16)。製塩遺跡・製塩土器などの塩製産に関わる考古学的発見はいまだなされていないが、大嶋郡が塩の一大産地であったことは間違いない。附論で検討を加える「成潮」と大嶋郡における製塩とは直接的な関連は見出せないが、島嶼部における沿海地域の利用状況を窺うという点からすれば無縁ではない。現状ではこれらの他に大嶋郡関係の文書は確認できないが、さらなる発見により上記の諸点が明らかになることを期待したい。

（附論）「成潮」について

蛇足かもしれないが、ここでは、B断簡にみられる「成潮」という語句について若干の考察を加えたい。本論で述べたように、「成潮」は塩害を受けた田地に関わる語句であると推測可能である。古代における津波もしくは塩害に関する記事は六国史にもいくつか見出せるが^(注17)、既述のごとく、「成潮」の語は今回取り上げたB断簡以外では確認できない。ただし、「潮」あるいは「塩」と土地との関連でいえば、時代は下るものの、これに類する用語を確認することができる。それは、大治2年(1127)8月17日付の紀伊国在庁官人等解案(『平安遺文』11-P294～296、補302号)で、塩害を被った田地に関する記述の中で用いられた「塩入」という語句である。

在庁官人□～□

立券進 日前国懸両社御封佰貳拾壹烟代常荒田七拾玖町事

(中略)

四至

(中略)

右、今年六月十六日庁宣云、得_二社司神人等解状_一云、謹検_二案内_一、(中略)仍彼此各限_二四至_一、永無_レ令_レ入_二勘国使_一者、傍例在_レ近。蓋蒙_二裁許_一。就中、所_二申請_一之荒野、本是当社御領也。更不_レ相_二交他領_一。而依_二内塩入_一、不_レ申_レ用之地、年来之間、敢不_レ能_二開作_一、公私相共無_レ有_レ益。今為_レ防_二塩洲_一、可_レ築_二堤四十余町_一。算_二計其単功数_一千万也。雖然、任_二申請旨_一、境四至、永被_レ停_二止国使入勘_一者、試_二尽微力_一、相_二励開作_一。且勤_二行神事_一、且欲_レ存_二公益_一者(後略)

この史料は、「塩入」のため開墾が見送られてきた土地を堤防の築造によって新たに活用するという内容であるが、「塩入」という用語は中世の史料に「塩入荒野」「塩入新田」などといった形であらわれ、文字どおり河口付近の低湿地などで満潮時に海水が流れ込んでくるような状況またはその場所を指すものと考えられる。

「塩入」の語はみられないものの、田地に海水が流入するような状況についての史料は奈良時代においても確認できる。東大寺領鯖田国富荘の成立にまつわる史料である、越前国司并東大寺田使等解案(東南院文書第3櫃第17巻、『東大寺』2-P176～185)には以下のような記述がみられる。

(前略)以前、去天平勝宝九歳、越前国坂井郡故大領外正六位上品治部公広耳所_レ進田壹佰町、從_レ元零落、彼此秋収不_レ便。因_レ茲、当_二授田時_一、論_二可相換由_一。(中略)国依_二宣旨_一、遂無_二聴許_一。今検_二田籍_一、海辺百姓遠陸置_二口分_一、寺田交_レ潮、傍相換无_レ損、各有_二便益_一。而使并

国司輒不得施行。望請、広耳所進、班給百姓、其代聚為寺田。仍具録事狀、謹請官裁。謹解。

天平神護二年十月廿一日（後略）

この上申を機に、鯖田国富莊では東大寺による散在田の集積・一円化が行われるのであるが、もともと品治部公広耳が東大寺に寄進した100町のうち、九頭竜川下流域にある程度まとまった田地群があつて^(注18)、引用箇所はその地域についての記載であると思われる。東大寺の主張をそのまま鵜呑みにする訳にはいかないが、ここで注目されるのは、時に海水が浸入するような田地に関しても、近在の農民が手を掛けさえすれば耕作は可能であるとの認識が示されていることである。これに対して、「成潮」の語が示す状況またはその田地は如何なる意味を有するのであろうか。以下では、そのことについて「成川」の用例からの類推を試みる。

莊園絵図や地方の土地経営にまつわる文書以外での「成川」の初見は、『日本後紀』延暦23年（804）4月27日辛未条である。

制、頽壞成川之地、屢事除籍、新出為田之状、未聞言上。若西岸壞流、既損公田、則東辺新成、点為私地。如此經年、公損幾何。宜天平十四年以降新出田数、細勘言上。不得疎漏。

この記事によれば、「成川之地」となった場合、在地ではそれを理由にその田地を田籍から除かせる一方、流路の変更によって新たに生じた耕作可能な土地については報告を行わず、私財田として占有されてしまうような状況が生じていたことが分かる。このような状況に対し、中央政府は四度の図籍の第一である天平14年（742）の図籍まで遡って新出田数の洗い出しを行って報告するよう命じている。養老田令為水侵食条には「凡田、為水侵食、不依旧派、新出之地、先給被侵之家」とあつて、新たに耕作可能となった旧川地は被害を受けた耕作民に優先的に配分されることになっていた。しかし、「成川」によって惹起されていたのは、「如此經年、公損幾何」との語句に端的に表れているように、本来は公田となすべき耕作可能な土地までが把握できなくなっている事態であつて、それを打開するための処置がとられたのである。

次に掲げる『類聚国史』（卷159 田地上 校田）所引大同元年（806）12月14日癸酉条にも「成川」の把握に努力する中央政府の態度が看取できる。

勅、比年之間、諸国校定所申位田、依帳班給新叙位人等。而僉云、所給位田、或崩埋成川、或荒廢成野、不勘為位田者。夫位田之設、為優其主。若如所言、過在国司。自今以後、校田之日、細校令申、不得更然。

「成川」や「成野」の地が位田として支給される事態をなくすため、国司による校田をより厳

密に行うように命じたものである。この勅は位田に正当な給与としての意味をもたせるべく発せられたものと捉えることができようが、別の角度から眺めるならば、位田も賜与された者が位階を失えば速やかに収公されるのであって、先掲の史料と同様に公田を厳密に把握しようという方針に基づく施策であったと考えられる。なお、公田全般については、「常荒」「不用」などの耕作不能となった田地が口分田として班給される事態を是正すべきことがすでに延暦10年（791）5月に命じられている。

先_レ是、諸国司等、校_二収常荒不用之田_一、以班_二百姓口分_一。徒受_二其名_一、不_レ堪_レ輸_レ租。又王臣家、国郡司、及殷富百姓等、或以_二下田_一相_二易上田_一、或以_レ便相_二換不_レ便。如_レ此之類、触_レ処而在。於_レ是、仰_二下所司_一、却_二抛_二天平十四年勝宝七歳等図籍_一、咸皆改正。為_二来年班_レ田也。

この『続日本紀』延暦10年5月29日戊子条によれば、翌年に実施される班田を視野に入れ、天平14年・天平勝宝7歳（755）等の図籍を基準として適正な校田を行うべきことが命じられているが、問題点として第一に挙げられているように、「成川」の語こそみられないものの、耕作不能化した田地を把握して班給用地から除外することはその中心的な作業の一つであったと考えられる。

以上のように、耕作不能となった田地の把握という問題については、公田制の維持という観点から延暦年間以降盛んに取り上げられているが、延喜民部式上にも以下のような条文を見出せる。

凡諸国校田者、皆校_レ応_二堪_二見_二當_二之田_一。其常荒成川不用等地、各造_二別簿_一、並俱申上、不_レ得_二隱没_一。若有_二違犯_一者随_レ状科罪。

式文には、実際に耕作可能ではない「常荒」「成川」「不用」等の地は校田の対象とはせず、諸国でそれぞれ別簿を作成してそれを中央政府に進達することが定められている。可耕地と非可耕地を明確に分別したうえで、ともに厳重な管理の手を加えようという意図に基づく施策であるが、「常荒」「成川」「不用」など地目毎に別簿が作成されるのはそれぞれの性格に応じた管理が指向されていたためであろう。この別簿による管理がどの時点まで溯るかという点についていえば、先掲の『日本後紀』延暦23年（804）4月27日辛未条が参考になる。すなわち、同条には「頽壊成川之地、屢事_二除籍_一」とあって「成川」を田籍から除外する作業はすでに前提とされており、そのうえで流路変更などによって生じた新出田の詳細に関する報告を求めていることが注目されるのである。耕作不能となった田地を田籍から除くのであれば別の形での把握は当然行われていたはずで、ここで問題にされている新出田の管理も旧地の把握と表裏をなすものと考えられる。よって、「成川」を含む耕作不能となった田地の別簿による管理は、少なくとも延暦年間までは遡ると推測することが可能である。

田籍から除かれ別簿によって把握される「成川」であるが、延喜民部式上には被害の程度が著しい場合にその代替地を賜与する認定基準についての規定を見出すことができる。

凡位田者、各為二分、一分給畿内、一分給外国。其一处所置、不得過十町。但授給之後、偏号成川、不可必改給。若非常流損之國、明成淵潭之處、依実許相換。荒田不在此限。

この式文には、「成川」を理由にした位田の相換要求に対してはそれをたやすく認めず、突発的な事態であり、かつ深い淵のようになって容易には復旧できないという条件を満たした場合のみ対応すべきことが示されている。位田の用益者は、水害や流路の変更などで一部耕作不能となったような場合、もしくは川辺に占地しているということのみによっても、より条件のよい代替地を求めることが多かったのであろうが、それに対しては中央政府としても代替地を与える際の適切な認定基準を示す必要があったものと考えられる。位田においてはこのような要求が多かったために式文として残っているのであろうが、口分田等においても被害甚大な「成川」については代替地を用意する必要があるはずで、この認定基準は公田についても準用されたものと推測できる。

以上、「成川」について縷々検討を重ねたが、結論的には、①「成川」は水害等によって耕作不能になったと現地において認定された田地である、②「成川」と認定された田地は田籍から除いたうえで別簿による管理に移される、③突発的災害に遭い、かつ復旧の困難な状態にある場合には代替地が与えられる、④延暦年間には流路変更により生じた新出田についても厳密に把握する方針が示されている、等の諸点が明らかになった。これらを手掛かりに「成潮」の語によって示される土地について推測するならば、単に海水の浸入する土地を示す「塩入」の語によって表される土地との違いは明らかである。上記の①と③のような性格は「成潮」についても当てはまるであろうし、②についても、式文に「其常荒成川不用等地、各造別簿、並俱申上」と記されているように、耕作不能地として別簿が作成されていた可能性は大いに存する。ただ、④については、「成潮」は「成川」と異なり流路変更などで新出地が現れるようなことはないと考えられる。「成川」に関する史料をもとに「成潮」について推測できるのは以上のとおりである。

「成川」「川成」についてはかなり豊富な史料があるのに対して、「成潮」について記載した史料は今回発見したB断簡のみであるという点については、「成潮」は沿海地域のみにおける問題であるがゆえ、「成川」「川成」ほどの一般性は有さないという事実が第一の原因として挙げられよう。更に言うならば、「成潮」は「成川」のように流路変更で新たに耕作可能な土地が出現するような事態を伴わないので、「成川」と比較する限りにおいてはより問題として取り上げられる機会が少なかったのではなかろうか。それゆえに史料のうえには残りにくかった可能性は考えられよう。ただし、より広い視野に立つならば、在地における「成潮」の把握が公田制

の維持などに関わる重要問題であることは間違いなく、決して看過されるべき状況ではない。紙面に捺された朱方印の印文の書体から、B断簡の作成は天平勝宝年間から天平宝字年間の頃と類推できるが、今回、この大嶋郡の作成にかかる文書断片において初めて見出された「成潮」の記載は、当時の大嶋郡における田地の状況およびその管理を考えるうえで非常に意義深いものといえることができる。さらには、これまであまり論じられることのなかった、沿海地域における塩害の実態に迫る材料の一つとしても重要な史料であると考えられる。

注

- (1) 拙稿「塵芥唐櫃第80号（中倉202）より新発見の文書断片について」（『正倉院紀要』第29号、2007）。
- (2) 古裂帖とは塵芥から選り分けた染織品を台紙貼りし、それらをまとめて帖装とした、正倉院における整理の仕様の一つであるが、前稿でもふれたように塵芥の中からは染織品以外に文書や経巻の断片も発見される場合があり、そのような「古裂」でないものも「古裂帖」に整理されることになる。古裂帖第577号は文書・経巻のみを整理した古裂帖ということになる。古裂帖は非常に簡便な整理の形態であるが、糊付面となる側の情報は隠れてしまうため、多くの文書のように表裏に記載があるものについてはあまり妥当な整理法とはいえない（正倉院文書の塵芥文書では、糊付面に記載がある場合には、その部分の台紙に窓を開けてからうじて文字が判読できるような処置が講じられていることが多い）。以前、両面からガラスで挟み込んで整理する、いわゆる玻璃装の形で保存された文書断片群を紹介したが（『正倉院紀要』第26号、2004）、両面に記載のある文書断片が多かったことから考えて、対象に適した整理法が採用されたものと推測できる。ただし、古裂帖に整理されている文書断片にも糊付面に記載のある断片は多く、必ずしも統一的な整理方法の選択基準が存在したとは考えられない。
- (3) 天平7年（735）の相模国封戸租交易帳では行単位で記載が独立していないため、数量単位の含まれる記載においても改行により行末が大数字となる箇所がみられるが、本断簡の記載は行単位で独立するものと考えられるので、このような場合を想定する必要はない。
- (4) 財団法人 茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告第20集 漆紙文書本文編』、1983）。
- (5) A断簡に記された「町」の文字を参照しつつ残画を観察したが、残画1文字目は左端に微存する払い、2文字目は下方中央部に微存する墨痕で、いずれも「町」の残画とはみなせない。
- (6) 『延喜式』新訂増補国史大系本では「成川」に対して「カハナリ」との仮名を振っており、これに従えば「成潮」は「シホナリ」と訓じたのであろう。
- (7) 2行目を田地記載の総計部と推定したのは、1行目が田地に関する記載とはみなし難い点、2行目に記された田積である「^{〔伍カ〕}□伯…（町）」がかなり広大である点などを根拠とする。
- (8) この部分が狭義の官田を意味するのであれば畿内で作成された文書と考えるべきで、周防国大嶋郡ではなく例えば和泉国大鳥郡作成の可能性なども想定すべきではないかとも考えたが、朱方印の右下の印文に山偏がついていることは間違いないので、上記のような想定は成り立たない。
- (9) 虎尾俊哉「律令時代の公田について」（『日本古代土地法史論』、吉川弘文館、1981。初出は1964）。
- (10) 丸山幸彦「水上交通路沿いの東大寺庄園－因幡国高庭庄と湖山池・千代川－」（『古代東大寺庄園の研究』、溪水社、2001）。
- (11) これらの記事にみえる「水道」は、いずれも着工予定ルートを示すと考えられるが、長寛2年（1164）7月付の藤原某所領堂舎并田畠坪付目録においては四至記載中に「東限水道」という語が

見出せ、実際の水路を指すことも分かる。

- (12) 本節で述べるA断簡の基本的な情報に関しては、注（1）前稿参照のこと。
- (13) 複数の個別文書が継文として保管されていた状況を想定するならば、打紙加工の行われていない紙が卷子として伝存した可能性もある。ただし、当該断簡と継文を構成していたと推測できるような別の文書の存在は全く窺われないので、この可能性は低いものと思われる。
- (14) 館野和己「古代周防国大嶋郡における村落の復元」（『奈良女子大学文学部研究年報』第47号、2003）
- (15) 平川南「古代郡印論」（『日本古代印の基礎的研究（国立歴史民俗博物館研究報告79）』、1999）。
- (16) 八木充「周防国大嶋郡と調塩貢進木簡」（『山口県史研究』第9号、2001）
- (17) 六国史における津波もしくは海潮の害に関する記事は以下のとおりである。

『続日本紀』大宝元年（701）8月14日甲寅条
「播磨、淡路、紀伊三国言、大風潮漲、田園損傷。遣_レ使巡_二監農桑_一、存_二問百姓_一」

『続日本紀』天平勝宝5年（753）12月11日丁丑条
「免_二摂津国遭_レ潮諸郡今年田租_一」

『日本後紀』延暦18年（799）8月5日丙子条
「常陸国言、鹿島、那加、久慈、多珂四郡、今月十一日、自_レ晨至_レ晚、海潮去来凡十五度。満則過_二常涯_一一町許、涸則踰_二常限_一廿余町。海畔父老僉云、古来所_レ未_二見聞_一也」
- (18) 金田章裕「奈良時代の開発と条里プラン」（『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、1985）。